

議 事 要 旨

- 件 名 令和8 年度第1 回月形町行政区代表者会議
- 日 時 令和8 年4 月10 日（金） 午後4 時00 分～4 時58 分
- 場 所 月形町役場 大会議室
- 出席者 委員：12 行政区（12 名）
町：上坂町長、藤原副町長、ほか 17 名

=====

※ 内容は一部要約しています。

1 開 会

【進行：企画振興課長】

2 町長挨拶

【挨拶：上坂町長】

・新年度が始まった。行政区長の皆さんには町政の執行に対して、日頃からご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。今年度もよろしくお願ひしたい。

3 議 事

【進行：藤原副町長】

(1) 行政報告について

【説明：藤原副町長】

資料1 ～4 頁のとおり

【質疑など】なし

(2) 令和8 年第1 回月形町議会定例会議案について

【説明：藤原副町長】

資料6 ・7 頁のとおり

- ・一般質問：3 名の議員から4 件
- ・令和7 年度各会計補正予算：ふるさと納税寄附金の増額
- ・財産の無償譲渡：町の光ファイバーケーブル等をNTT 東日本株式会社は無償譲渡。維持費や更新費用を抑制。
- ・北海道月形高等学校の存続を求める要望意見書：議会は意見書、町は要望書を北海道知事・教育長に4 月22 日提出予定

【質疑など】なし

(3) 令和8年度町政執行

方針・教育行政執行方針について

【説明：上坂町長】

参考資料のとおり

【説明：表谷次長】

参考資料のとおり

【質疑など】なし

(4) 令和8年度主要事業等の概要について

【説明：藤原副町長】

資料8・12頁のとおり

令和8年度の当初予算

- ・一般会計 総額52億6,600万円（前年比3億1,710万円増、24.8%増）
- ・寄附金 5億304万3,000円（前年比35.9%増見込み）
- ・移住希望者などの一時滞在宿泊拠点となるトレーラーハウスの購入設置、滞在環境の整備を行う
- ・地域おこし協力隊募集業務【新規事業】
- ・移住・定住等拠点整備【新規事業】
- ・商工業者等就労定着支援業務【新規事業】
- ・次世代農業スタートアップ支援事業補助金【新規事業】
- ・海外学生農業インターンシップ受け入れ事業【新規事業】
- ・地域おこし協力隊活動支援業務【新規事業】
- ・快適な住まいづくり住宅補助金
- ・人づくり振興事業交付金
- ・月形小学校改修計画及び実施設計業務
- ・月形中学校改修計画及び実施設計業務

【質疑など】なし

(5) 町からの連絡事項について

ア 今後の行事予定（4月～6月）について

資料10頁のとおり

【説明：企画振興課長】

資料のとおり

イ 要援護者名簿の配布について

【説明：保健福祉課長】

別紙のとおり（資料は当日配布）

- ・4月1日現在の高齢者比率（65歳以上の高齢者の割合）は、44.5%、75歳以上の後期高齢者の割合は、28.4%となっている。
- ・70歳以上の高齢者の方は954人。その中で1人暮らしの方、75歳以上かつ高齢者のみで暮らしている方、障がい者のいる世帯等は、要援護者として411人を記載。各行政区ごとに名簿にして配付した。
 - ・高齢者の生活を支えるために地域で見守りを願います。
 - ・名簿の中には、病気等で保健福祉課で関わっている中で、心配を感じている年齢の若い方も記載している。
 - ・施設入所されている方、長期入院されている方、長期不在だとわかっている方については掲載していない。
- ・4月1日現在の住民台帳を基準としているため、実際とは異なっている方もいるので、気づいたことがあれば、保健福祉課高齢者支援係まで連絡願う。
- ・要援護者名簿は個人情報が含まれるため、取り扱いに気を付けてほしい。
- ・今回から、生年月日、電話番号の情報は省いている。年齢の部分の取り扱いを気を付けていただければ、各町内会の方と共有し、活用してほしい。

ウ 地域担当職員について

【説明：企画振興課長】

口頭説明

- ・令和6年12月の行政区の代表者会議の中で、この制度のあり方について話しをさせていただいた。平成17年に始まった地域担当職員制度は20年以上経過し、行政区の再編や、まちづくりのあり方などの一定程度の目標が達成出来た。そのため、昨年からは地域担当職員の配置人数を縮小し、支障が無かったため、令和8年度からはこの制度を廃止する。

- ・引き続き行政として、地域の困りごとなどは、担当課（局）で対応する。

【補足：副町長】

- ・この制度は、3月末をもって終了となるが、不明なことがあれば、引き続きそれぞれの担当者が皆さんに不便がないように対応していく。

【質疑など】 なし

(6) その他

【質問など】

【札比内第1 行政区】

- ・社会福祉協議会の寄附の件について、年間3回の寄附がある。
- ・各行政区の中で寄附していない行政区があると話しを聞いた。

【説明：保健福祉課長】

・日赤への寄附金（町が集めている募金）、社会福祉協議会への募金、赤い羽根共同募金

の3つのことだと思う。

・寄附をいただけていない行政区があることも伺っている。財政的な問題で寄附ができない方に無理に寄附していただくことは難しいと思っている。社会福祉協議会には、このような意見があったと伝える。

【札比内第1 行政区】

- ・寄附を断ってもよいのか。町の姿勢として協力的に行った方がよい。

【上坂町長】

- ・町が社会福祉協議会に助成している金額が年々減っているため、社会福祉協議会が行政区に寄附をお願いしている。町が社会福祉協議会にもっと助成した方がよいという
ことか。

【札比内第1 行政区】

- ・各行政区の中で寄附しているところとしていないところがあるのはおかしい。
- ・各行政区の考え方があると思うので聞いてみてほしい。

【説明：副町長】

- ・各町内会や行政区で寄附額や扱い（500円以上は「社費（会費）」、未満は「寄附金

(一般寄附)」)に違いがある。

- ・寄附先では有効活用されていると考えられるが、町全体での把握は不十分。
- ・社会福祉協議会などに現状の確認を行いたい。

【市南行政区】

- ・市南行政区は寄附していた。寄附をしていない行政区があることは知らなかった。

【札比内第1 行政区】

- ・各行政区で寄附額が違うのはどうかと思う。寄附金が枯渇したらどうするのか。

【南耕地昭栄区】

- ・南耕地昭栄区は、行政区では出していない。だが、各町内会から支払われている。
- ・補助金は、町から交付金が出ているかと思うが間違っているか。

【企画振興課長】

- ・行政区の交付金は出ています。あくまでも行政区活動の費用として交付している。
- ・行政区の活動交付金は、交付金の改定があれば、増額していく可能性はある。だが、今のところは考えていない。

【中和行政区長】

- ・寄附は個人のものであり、手間などの観点から、行政区や町内会でまとめているのかと思う。だが、社会福祉協議会の寄附金は必ず行うものだと思っていた。

【保健福祉課長】

- ・社会福祉協議会の運営に係るものが社費となっており、行政区から負担していただいている。ご協力願う。年末の赤い羽根共同募金については、一部社会福祉協議会の運営費の一部となるので、協力していただけたらありがたい。また、日赤の寄附については、全額、日赤に支払うものとなっている。